

いわゆる「ごみ屋敷」条例施行に係る福祉施策について

大阪市では、近年社会問題化している、いわゆる「ごみ屋敷」への対策について、区長会のもとにプロジェクトチームを設置し、関係局も参画して「ごみ屋敷」の解決に向けた取組について検討を重ね、昨年 12 月に「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」を公布し、本年 3 月より施行している。

この条例は、強制権を行使することのみを重要視して制定されたものではなく、対話・説得等のアプローチを重視しながら、区役所をはじめとする地域の関係機関等が連携して「ごみ屋敷」に居住している方へ寄り添った支援を行い、「ごみ」撤去後も、再度「ごみ屋敷」に戻る事のないよう、地域等による見守り支援を継続していくことを基本としている。

市内「ごみ屋敷」件数 62 件（平成 25 年 8 月現在）

【いわゆる「ごみ屋敷」条例施行に係る福祉施策】

対策会議の開催

ごみ等により近隣住民の生活環境が著しく損なわれている事案に対して、関係機関・関係者の連絡調整等を行う対策会議を、各区で開催する。

なお、対策会議には、堆積者への対応方策の検討にあたって法律や医療等の専門知識が必要となることがあるため、助言者として必要に応じて弁護士や医師等に参画を要請する。

精神科医の派遣

各区において、必要に応じて堆積者の心身状態を把握するための精神科医等の派遣を行う。

経済的支援の実施

堆積者がごみの撤去に同意したものの、撤去費用を自己負担する資力がない場合に、条例に基づく審議会の意見を踏まえて、各区において撤去に係る支援を行う（上限 100 万円）。

なお、撤去作業に地域団体等が協力する場合には、謝礼金や作業用具等の支給・貸与を行う。

